

子ども・子育て新システム検討会議
作業グループ 第4回会合
議事録

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付少子化対策担当

子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ 第4回会合 議事次第

日 時：平成 22 年 4 月 1 日（木） 17:00～19:00

場 所：中央合同庁舎 4 号館 4 階共用第 2 特別会議室

1. 開 会

2. 団体等からのヒアリング

・全日本私立幼稚園連合会

吉田 敬岳 会長（自由ヶ丘幼稚園理事長・園長）

北條 泰雅 常任理事（みなと幼稚園理事長・園長）、（財）全日本私立幼稚園幼児
教育研究機構副理事長

田中 雅道 元副会長（光明幼稚園園長）、（財）全日本私立幼稚園幼児教育研究
機構副理事長

・全国国公立幼稚園長会

岡上 直子 会長（練馬区立光が丘さくら幼稚園長）

池田 多津美 副会長（港区立白金台幼稚園長）

大橋 由美子 副会長（浦安市立舞浜幼稚園長）

・全国学童保育連絡協議会 真田 祐 事務局次長

・子育てひろば全国連絡協議会 奥山 千鶴子 理事長（NPO 法人びーのびーの代表）

・（株）J P ホールディングス 山口 洋 代表取締役

3. 意見交換

4. 閉 会

○泉政務官 申し訳ございません。それぞれ各政務官、追っかけ到着をされると思いますけれども、大変失礼ながら、定刻を回りましたので「子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ」の第4回会合を開催させていただきます。

本日は、ヒアリングが1弾、2弾という形になっておりまして、それぞれ17時～18時、18時～19時という形で行わせていただきますこととお許しください。

まず、前半では幼稚園関係の団体からヒアリングをさせていただくということで、全日本私立幼稚園連合会より吉田敬岳会長、北條泰雅常任理事、田中雅道元副会長、全日本私立幼稚園幼児教育研究機構副理事長、どうぞよろしくお願ひいたします。

そして全国国公立幼稚園長会より、岡上直子会長、池田多津美副会長、大橋由美子副会長にお越しをいただいております。本当に御多忙の中お越しいたきまして、ありがとうございます。

それでは、プレスの方は失礼ですが、御退室いただきましてよろしいですか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思ひます。

まず、各団体より10分ずつということで御意見をいただきまして、意見交換をさせていただきたいと思っております。とはいえ、なかなかこれまで10分というのは厳しゅうございまして、できる限りの皆様の御協力をお願いいたしたいと思ひます。

では、まず、全日本私立幼稚園連合会より、お願ひいたします。

○吉田会長 こういった機会をおつくりいただきありがとうございます。

私たちは、今回、幼保一体化という議論をされる中で、新たな制度をつくっていかう。そういう制度をつくるについて、どんな制度になるかわからないけれども、とにかくすべての子どもに良質な幼児教育が受けられるシステムをつくってほしいと願っておりますし、どんな制度になろうとも、これを担保しなければ、日本の国の将来は危ういのではないかという願ひを持っております。

子どもが豊かに育つためには、絶対に豊かな環境が必要。そういう豊かな環境を考へるときに、是非子どもの立場に立って、こういった制度を含めて環境を考へてほしい。よく子どもの最善の利益という言葉が使われますけれども、使う人によって、かなり大人の都合がその中に入ってくるという気がしてなりません。本当に子どもの立場に立ってこういった制度、仕組みを是非考へていただきたいなと思っております。

先ごろの国会の様子を見ておりますと、子ども手当のときに、社会全体で子どもを育てるんだという議論がよくされておりました。社会全体でというときに、お金のことも確かに大切ではございませうけれども、地域、社会それぞれ大人が子どものことに関心を持って、子どもの育ちを喜んで見るような地域になることが必要ではないか。そういう社会全体という考へ方も大切ではないかと思っております。

本当に日本の国の将来を左右するかもしれない大事な制度設計です。どうかじっくりと議論をさせていただいて、現場の声も十分に吸い取っていただき、制度をつくっていただきたいなと願っております。

今日私どもが出させていだきた資料につきましては、田中の方から御説明させていただきます。

○田中元副会長 それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、すべての子どもには、良質な教育を受ける権利があるという制度にしていきたいという事です。

教育に軸足を置いた国家戦略というものが基本にないと、これから 50 年先、100 年先、日本が輝き続けることはあり得ないと思います。

OECD 諸国は、すべて教育の視点で 0～18 歳までを見直していているという中で、日本だけがその制度の枠外にあるということになってはならない。あくまでも子どもが育つということは、教育が軸になった論理体系がつけられるということが続けていっていただきたいと思います。

また、そのために幼児教育の中では、やはり自然に触れる、これはいい先生に触れるということもそうですが、いい自然、いいものと出会うということ、本物と出会うということは非常に大事なことです。

例えば京都で研究会をしたときに、だんご虫をどんなふうに使っているのか学ぼうではないかということをしたことがあります。3 歳の子どもたちは、年長の子どもたちがだんご虫をたくさん集めているのを見て、たくさん集めたい。そして、自分が集めているということに意味があるという集め方をします。もうお帰りだよ、お片付けだよと言った瞬間、集めただんご虫の缶を蹴飛ばして、踏みつけていく子どももいます。また、私のだんご虫だよと言って、下駄箱の後ろに隠したまま干からびてしまうだんご虫もいます。でも、その経験があって、初めて年長になったときには、だんご虫が生きるとはどういうことなのかという言葉が出てきます。相手の立場に立つ、生き物の立場に立つためには、何年間かの本当に濃密な関わりが必要で、そのためには自由に自分たちが毎日関われる自然な空間というのは、幼児教育の中で絶対外してはならない要件だろうと考えています。

2 枚目です。

すべての親が人として成長する。これは子どもを授かって、初めて親は親になるわけで、子どもが 1 年生であれば、親も 1 年生である。そして、そのことは 2 歳のときに 1 つの山が来ます。自分の思いどおりにならない子どもというものの存在、0～1 歳のときにペットのようにしてかわいがっていた子どもたちが自己主張をし始めるときに、親は第 1 につまづきます。それをサポートするのも幼稚園や地域の中で大きな役割があると思います。

このようなことを、自分の思うようにならない人格が身近にいて、ともに育つんだという体験は、社会の中でも非常に重要な要素であろうと考えています。したがって、単純な M 字型ではないのかもしれませんが、自分が仕事をし、そして 1 つの余裕の時間を設けて、子どもと向き合い、人生を向き合うという時間の意味を大事にしていきたいと考えています。

3 枚目です。

幼稚園と保育所をつなぐ制度として「認定こども園」という仕組みができました。私立幼稚園の 90% 近くは、既に預かり保育を実施しており、事実上 5 時までの体制というのは、ほとんどの幼稚園が整えております。しかし、それを「認定こども園」という形で運営したいという手続きをいたしましても、行政の窓口で受け付けられていないというのが現状でございます。新しい仕組みを考えるのもひとつかもしれませんが、現在の制度をうまく活用するというを第一歩に考えていただきたいと思っております。

そのためには柔軟な制度の設計が必要です。すべての幼稚園を同じシステムの中に置きなさい。また、すべての幼児教育施設を同一の施設に置きなさいということは、多分無理だろうと思います。人口が減少している地域、地方の問題と、非常に待機児童が多いという都市部の問題と、根本的に違う問題を国という1つのレベルで同一の基準だけとする時代は、やはり終わっているのではないのでしょうか。地域の実情、それぞれの幼稚園の実情、それぞれの保育所の実情、そのことを第一に考えた議論がされるべきであって、1つの方向性を示そうということではあり得ないと思います。

幼稚園は待機児童解消のために施設を開放する余裕があると書いてありますが、これはすべての幼稚園が0、1、2歳を取り込もうというわけではありません。だけれども、その地域の実情によって、それが必要だと判断した幼稚園は柔軟に出て行ってほしいと思いますし、また、8時間就労の必要があろうという方が、幼稚園教育を受けたいという方を柔軟に受け入れるということは、大きな地域のセンターとしての役割であろうと考えております。

現在、そのような思いがあるにもかかわらず、制度の中でなかなかうまくいっていないということがあります。もしくは議論していただけるのであれば、その辺り等もきちんと詰めていただいて、これからの方向を考えていただきたいと思います。

4枚目です。

すべての地域にとって、幼稚園は子育てのための重要なインフラです。

これは幼稚園教育要領でも、地域のセンター的な役割という形を明記しております。幼稚園は大小にかかわらず、その地域にとって子育てという意味での重要な役割を担っております。私の園でも、年間50件ぐらいの親からの相談を受けております。それは卒園して、小学校の問題ということもありますし、それぞれの地域の中で抱えている保護者の悩みというものもあります。それぞれは幼稚園という1つの制度を利用しながら核になって、そういう相談を受付けていっております。そういう機能が幼稚園・小学校という、特に学びの連続性を確保している機関でなくなってしまうということは、非常に大きな損失であろうと考えています。是非柔軟な形の中で、本来幼稚園が持っているこのような役割が壊されないような制度設計を考えていただきたいと思っております。

OECD諸国は、幼児教育に多くの予算を投入し、そして幼児期の人間を充実させた教育の下に置くということで、トータルとしての国家財政の支出の抑制ということを図っております。

これはアメリカの調査でもわかるように、幼児期に豊かな教育を受けた層は、生涯の中で税金を使う生活をする率は低くなっております。ところが、幼児教育がきちんとされていない層の場合には、生涯の中で税金を投入しなければならないという育ちを多くしている。これは多分秋田先生の方からも報告されたのではないかなと思っております。

こういう事例があるとおり、幼児教育、先ほど会長が言いましたように、三つ子の知識ではなくて、三つ子の魂というのは、3歳までにどのような方向で生きていくのかということの規定しております。そのような幼児教育の機能を壊さないようにしていただきたいと思っております。

最後に5枚目です。

幼稚園が担う幼児教育コアの部分は、3～5歳時までの1日4時間程度を標準としております。これは教育要領の中で4時間程度と書いてありますが、実態は5時間を超えて幼稚園教育の中で教

育を受けているというのが実態です。そのすべての子どもたちに幼稚園教育に準拠した教育が実施されなければならないと考えています。今回、幼稚園教育要領の考え方を保育所、保育施設にも導入されました。幼保の中での基本的な概念の一致は見ていると思います。ただ、このことはこれからも方向性としては大事にしていただきたいと思います。

ただ、そのことと3～5歳時の時間の延長は、6時間であるとか、8時間であるとか、親が就労しているとか、子育ての状況に応じて幼稚園が機能を開放していくという機能と、2歳児など、子育ての支援をしていくという機能については、これから柔軟な制度設計、そしてそれぞれの幼稚園が置かれている、それぞれの保護者の要望に応じた体制をしていただけるような機能、制度を設計していただきたいと思います。

最後に、社会制度というものは、子どもが「保育に欠ける」という概念自体が、かなり多層なものになってきているのではないかと考えております。従来、福祉という概念の中で「保育に欠ける」ということが一本化されていたわけですが、現在は就労という、これは福祉的な要素も当然ありますが、親の選択または社会の構造、企業の社会的な仕組みという中で親が選択しているということもあり得ると思います。このような状態の中の「保育に欠ける」という定義と、一度家庭に入って、もう一度子育ての経験を生かして社会に復帰するんだという家庭の選択と、この中に論理的な整合性を持たなければ制度、仕組みが要ると思います。

従来のような保育に欠ける、欠けない、保育に必要とする、それを親が勝手に選択したのが幼稚園に行くんだという制度の時代は終わったと考えております。そのような機能を十分認識した上で、私立幼稚園は考えていきたい。

ただ、あくまでも子どもが幼稚園とかという施設にいる最大の時間は8時間ですよということは、非常に大事なポイントであろうと考えています。現実には、親の就労が1日8時間、週5日間、40時間を超える場合は超過勤務とされている時代に、11時間、週6日、土曜日まで含めて66時間の時間を同一の施設にいるということに異常性はないのでしょうかということを提案したいと思います。

ただ、それを幼稚園の中で受け入れてこなかったということの事実もあると思いますので、柔軟な制度設計がされていけば、幼稚園団体というのは、それぞれの地域の実情に応じて、そのニーズに応じていこうという努力は払っていくことを考えております。

以上でございます。

○泉政務官 ありがとうございます。

続きまして、全国国公立幼稚園長会、お願いいたします。

○岡上会長 全国国公立幼稚園長会でございます。私どもは、会員約5,000人の団体でございますが、このような機会をいただきまして、本当にありがとうございます。本会が、幼児教育の充実、発展に尽くしてきた立場から、子ども、子育て新システムが真に子どもの最善の利益につながることを願ひまして、この国の人材育成に関する考え方の基盤に立った幼児教育の在り方が検討されることを望むものでございます。

同時に、子どもに対して質のよい環境を整える子育て支援であり、就労支援であってほしいと切

に願ひまして、現場の姿を紹介しつつ、意見を述べたいと思います。

まず、幼児教育の重要性でございます。

幼児教育の重要性につきましては、幼児期が人間の生き方の基盤となる物事に取組む姿勢の土台が醸成される時期でございます。

教育基本法に幼児期の教育の重要性が示され、学校教育法に幼稚園が学校の最初に規定されました。しかし、まだまだ社会的評価が高いとは言えない状況がございます。今、田中先生からもお話がございましたけれども、幼児期の学びの特徴。このことにつきまして、体験する中でゆっくりと感じ取りながら学ぶ時期でございます。具体的には、先ほどもお話がございました自ら関わり、失敗したり、繰り返したり、やってみたりする中で、物事の仕組みを感じ取り、技能を獲得して、理解していく。こうしたことで自ら関わる喜び、そういうものをだんだんに言語で思考するのではなく、感覚で身につけていく、学んでいく、生きる力を身につけていくということになります。

また、多様な人との関わりをすることによって、多様な反応や刺激を得ます。そのことが多様な価値観を生んだり、子どもの発達を促す上で非常に大事でございます。生涯にわたる人格形成の基礎を培う学びの視点を環境の中に是非とも生かす必要がございます。この新システムを考えるに当たりまして、集団の中での豊かな学びが期待される3歳からの発達を十分考慮いただきまして、新システムを構築していただきたいと思ひますし、またそのためには、専門性の高い教員、保育士の必要性がございます。

次に、幼保一体化の認定こども園についてでございます。

少子化の進行等を受けまして、保育ニーズの拡大、それを受けて幼稚園機能と保育所機能を一体化した認定こども園制度が確立しております。これが幼稚園、保育所、認定こども園いずれの施設でも幼児期にふさわしい生活の展開によって、一人ひとりの幼児が豊かな学びの体験を得られることを目指す必要があります。

ただ、幼稚園と保育所の伝統は、まだ互いに異なっております。教員も保育士もそれぞれの専門性を生かして、幼児の生活、豊かな学びができるように保障し、環境を整え、そして双方のよさを統合させる統合的な保育の在り方を考えていくことが重要だと考えております。

また、認定こども園における乳幼児保育及び幼児教育の充実への期待につきましては、先ほども私学さんからの話もございましたけれども、地域によって実情が異なります。今後すべての地域で0～2歳までの保育の場の機会、あるいは3～5歳の子どもの幼児期の教育の場の機会を保障することが求められております。幼稚園や保育所みの地域にありましては、地域の実情に即して、幼稚園あるいは保育所、認定こども園を設置して、乳幼児保育や幼児期の教育のいずれもが充実することを期待するものでございます。

その際に是非考慮していただきたいのが、子どもの視点、子どもの心の育ちでございます。この新システム検討会議の基本的な考え方に質のよい生育環境を準備するという言葉がございました。それに触発されて理想を言うならば、幼保連携型の認定こども園の期待がございます。

先ほども田中先生から、1日中同じ環境にすることがよいことかというお話がございました。子どもたちがゆったりとした時間の流れの中で、豊かな学びをするために、そういった子どもにとっ

て望ましい生活環境、生活スタイルの追求ということであれば、例えば午前中あるいは幼稚園が終わったら、公園をぶらぶらしながら保育園の方に移っていく、あるいはそういったような中で、同じ年齢の世界からゆったりと安定した世界へというように、1日中同じ先生、1日中同じ施設の中にいるのではなく過ごせる環境があればすばらしいなと思いました。これは幼稚園と保育所を分断するという形ではなく、連携型にすることによって実現できますし、また同時に、幼稚園の教員と保育所の保育士と人事交流するといったことを綿密にして、どちらの教員も保育士も幼児教育を担うことができる、また養護の世界を担うことができるといった形で、質を高めることにもつながっていくのではないかと思います。これにはまた免許の併用といった課題もあろうかと思います。

3番目、子育ての現状でございます。

これにつきましては、都市部あるいは過疎地等で子どもの育ちに大きな格差があるかと思います。また、経済の格差もあるかと思います。

そして、子どもの育ちの危機というところでは、子どもの生活環境の変化は、子どもの心や体の成長に大きな影響を与えております。一番大きいことは、子ども同士で安全に遊べる場がなくなっていることでございます。いつも安全確保のために保護者が見守っていなければならない環境というのは、保護者の負担が大きくなっておりますし、また、今、流行りのコンピュータゲームなど、あるいは子どもが体を動かすことが少なくなってきた生活といった中で、無駄のない安全確保というのは、子どもの心身の発達には影響が大きいものがございます。やはりちょっと危ないなということでも経験する、小さなけがを体験する、そうしたことが危険を回避する力を育てることにつながってまいります。そういった意味で、子どもの育ちの危機を案じているところでございます。

そういった中で、私どもの幼稚園などでは園庭開放をしておりますけれども、これを活用する保護者の姿がたくさんございます。その中でもう本当に真冬で寒いから大丈夫と聞いても、テラスに座り込んだ親同士は話しながら、子育ての喜びを親同士で共感したり、開放感を味わったり、あるいは子どもの姿を見ながら、しつけのことについてお互い話ながら子どもを理解している。これが地域の基盤をつくることにつながっていると考えております。

子どもの群れ遊びの減少につきましても、子どもたちが群れて遊ぶ中でさまざまな力を身につけています。コミュニケーション能力、規範意識、あるいは切磋琢磨する中で葛藤体験をする。そういったことが大事なわけですが、そういったことがなかなか体験できなくなってきています。

また、学力向上や体力向上など、重点化が今、働きかけられておりますけれども、そうしたことが優秀さだけの偏重になっていたり、価値観の一元化につながらないように、こういった一方向的な目標への努力とその結果ということに対する育ちの危惧を感じるところです。

それから、子育てに悩む母親の増加、さまざまな子どもの母親の姿が出ております。

全部申し上げておりますと時間がなくなりそうでございますので、割愛させていただきますが、そういった悩む母親の姿、あるいはそういったことから、就労支援に偏る子育て支援の現状はないだろうか。もっと子どもが子どもらしく生きられるような世界をつくっていただければと思っております。

それから、保護者の子育てに関する学びの場や機会の重要性。先ほども親が親として育つ場の

切さについてお話がございましたけれども、今の社会の中で、周りにモデルがない、あるいは子育てに大事なことが伝承されにくい世界。その中でマニュアルをよく読む方がいらっしゃると思いますが、そのマニュアルには、平均的なことは書かれています、それを自分の子どもにもすべて当てはめてしまう。該当しなくても当てはめてしまう。そんなことが育ちを危うくしていますし、また、困難や失敗を避ける生活というのが、先ほども申し上げましたが、子どもの発達を阻害しているような気がいたします。

4番目に、時代を担う人づくりの根本的な対策として考えていただきたい。これが子どもの育ちの視点から考えていただき、ゆったりとした時間の流れの中で親子の関わりや地域の人々との関わりを。

それから人間らしく生きることができる社会の実現。

子育て家庭、心豊かに生きる生活時間の確保といったこと。

子どもらしく生きる教育的な環境の必要性。

就労環境、生活スタイルの実現。

父母ともに育休が取りやすい支援。つい先日もある区の区長さんが奥様の出産で産休を取られましたというのが報道に出ておりましたけれども、制度が確立していても、なかなか取りにくい現状がございます。こういったことを是非考えていただければと思います。

それから、子育て社会は地域づくりに大きく貢献している。このことを特に私は主張したいと思います。いずれ幼稚園、保育所のどちらかに通う家庭も、地域のコミュニティをつくるということに大きく貢献しております。幼稚園に通う親子、その親子が例えば買い物に行ったり、図書館に行ったりする中で、社会へ直接関わっているわけですが、そういった中で子育て仲間と直接的な関わり、コミュニケーションすることが社会をつくることにつながっております。小さなことのようにすけれども、市民社会は人の心をつながることなくしては成立いたしません。保育所に通う親子も、親が就労しながら、親子の短い時間の関わりの中で濃密な関わりをしながら、日々の子どもの成長を確認している。こうした中で子育て仲間と保育所を介して関わる。あるいは関節的な関わりの中で、組織で活躍しながら社会づくりに貢献している。こうした子育て家庭が社会づくりに貢献している姿を是非忘れずに考えていただければと思います。

さまざまな価値観を持った家庭が多様な関わりをする姿が存在すること、それが変化に対応できる底力のある社会や国家づくりにつながります。均質的な関わりではなく、さまざまな生き方をする家庭が存在できる社会の実現。そのことが地域の活力をつくり出すと思いますので、是非そういったことを考えていただければと思います。

時間がなくなってまいりましたが、多様な価値観、生き方が認められる社会づくりに関しては、同時に国民の責任ある選択の力も育てていかなければならないと思います。さまざまな社会の就労環境、ワーク・ライフ・バランスを大切にする国民の意識、そういったものを育てるためには、関係省庁が連携して、有機的に機能する施策を是非考えていただきたいと思ひますし、同時に社会的な気運を醸成していただき、親子にとって最善の選択ができるシステムの構築をしていただく。

同時に、それは子どもにとって最善の選択であってほしい。そういう親であってほしいと思ひし、

またその選択の結果に対して、親自信が責任を意識化できるようなシステムであってほしいと思っております。

7番目は、保護者が選択できる多様な幼児期の教育への期待と今後の幼稚園の課題といたしまして、いずれの施設でも確実に幼児期の教育が展開できるような仕組みづくり。そのためには、幼稚園、保育士等の幼児期の教育に関わる人々の共通理解、互いの専門的な力量を伝え合い、学ぶ合同研修の機会や組織といったことの予算措置も必要でございます。

それから、中身につきましても、今、保護者が放任しがちであったり、あるいは子育てを人に頼み過ぎる傾向もございますので、そういったことへの保護者のいろいろな悩みに応えられる研修制度の確立も必要だと思います。

そして、幼稚園の教員と保育士の双方がこれまでの伝統や積み重ねを生かしながら、お互いに学び合い、専門性を高められる制度をつくっていただければありがたいと思っております。

また、同時に幼稚園の幼児教育と小学校の教育の接続に関しましても、是非必要でございます。子どもの人格形成、連続して育てていけるためにも、幼稚園、保育士、小学校の教員の連携、協力づくりに関して、是非考えていただきたいと思っております。その際に、幼児期の学びのスタイルの確保、このことを忘れずをお願いしたいと思っておりますし、また、保護者への啓発、子育て支援の充実も、おこがましい言い方になるかもしれませんが、私どもも親教育といった意味で、貢献していきたいと思っております。

こういったことが十分できるための財政的な課題に関しましても、是非御考慮いただければありがたいと思っております。

長くなりました。失礼いたしました。

○泉政務官 ありがとうございます。

それでは、意見交換、質疑等をさせていただきたいと思っております。皆様からは何かございますでしょうか。

では、いつものことで私からで恐縮なのですが、それぞれ2つの団体に、特に都市部における待機児童対策ということについて、どういった認識なり、あるいはお知恵ですね。皆さんの立場からであれば、こうするのがいいのではないかというものがもしあれば、御意見をいただければと思います。思いつかなければ、それはそれで構いません。

どうぞ。

○田中元副会長 それでは、考えを述べさせていただきます。

待機児童といいますか、子どもが幼児期を安全に過ごせる場所が提供し切れていないというのは事実であろうと思っております。

また、非常に痛ましい事故が起こったなと思っておりますのは、例えば埼玉で保育所に行っている子どもが、地域の公園に遊びに行くときに事故に遭って、子どもが命を落とすという事件が起こっておりますけれども、これもそれぞれの施設に自分たちの遊ぶ場所があれば、当然起こっていない事故であったろうと思っております。その中で幼稚園が何の役割を担われてきたのかということについては、まだまだ十分なものでなかったという認識を持っております。

ただ、先ほども言いましたように、認定こども園というシステムの中で、それぞれが持っている地域の実情に応じた機能を発揮しようという形で申請を出しているところも、なかなか動いていないという現状があります。機能に応じた補助の体制ができていくことによって、それぞれの地域の実情に応じて、0、1、2歳も含めて、幼稚園の機能を開放していこうと考えている幼稚園は出てくるものと考えています。

ただ、それをすべての幼稚園とか、一律に当てはめなさいということは、私学の場合に個人財産を拠出して、それぞれどのような形で教育をしたいのかという設立の理念の下に、まず第1の条件が置かれておりますので、それが地域の実情を考慮しないということでは決してないわけですが、その設立の理念ということを見捨ててまで行わなければならないという制度の変更にはついていけない。ただ、それぞれがあくまでも地域、保護者の要望に応じた運営をしていくということは、選択の範囲の中にあり得るものと考えています。

○岡上会長 それでは、私の方からもよろしいでしょうか。

私の方も、都市部と申しまして、待機児童がいる地域と、保育所の多い地域と少ない地域があるので、なかなか難しい部分もあるかと思えますけれども、私どもが幼稚園でできることは、預かり保育を積極的に受け入れていくことが大事かと思っています。ただ、国公立ですので、私が言ったとしても、なかなかできない部分はありますけれども、私どもは預かり保育を積極的にしていきたいと思っています。

なぜかと申しますと、この基本的な考え方の中に、子どもに対して質のよい生育環境を整えるということを大事にしていくんですと書いてくださったことをとてもありがたく思っております、やはり子どもが本当に豊かに暮らすときに、1つの部屋の中にずっと、都市部の場合には、園庭がなくても預からざるを得ない状況があるので、そういう状況があるからこそ、そういう別のシステムができていくわけですが、できるだけ私どもは子どもたちに学び豊かな環境を提供するためにも、預かり保育を充実させていくことが大切と思っています。

○泉政務官 ありがとうございます。

どうぞ。

○北條常務理事 都市部という限定でございますが、都市部にも多くはいろいろあって、大都市と中小都市とで大分事情が異なると思います。

私は大都市でございますので、この実情を申し上げれば、幼稚園と保育所がそれぞれの役割をしっかりと担っているわけですし、幼稚園も施設としては不足している。保育所も不足している。そういう地域が実は日本国内の大都市圏に幾らでもあるんです。そういうところにおいては、これはどうしても保育所を増設することが必要になると思います。

しかし、地方自治体は、その体力が今はないわけです。コストが余りにも高くなりますから、大都市部でゼロ歳児保育をやろうとすれば、年間1人500万円かかってしまうわけです。そのコスト負担に末端の市町村は耐えられないというのが現状です。そこら辺のコストの問題をどう考えていくかということがあります。

私立幼稚園として積極的に考えたいことは、就労しておられない方でも、2歳児は基本的に幼稚

園に入園する対象ではないわけです。そうすると、2歳になりますと、相当行動半径が広がってまいりますから、御家庭では2歳のお子さんを自分の家庭だけで育てていくというのはなかなか大変です。こういうお子さんに対しては、私立幼稚園は積極的に門戸を開いて、親子登園を行うとか、場合によっては週に1回、2回程度の保育を行うとか、2歳児で困っていらっしゃる御家庭にはいろいろな形で力を尽くしたいと考えております。

○泉政務官 ありがとうございます。

皆さんどうぞ。そうしましたら、もう一つ私からよろしいですか。

国公立幼稚園長会の資料で、2ページの下の方です。幼児期の教育は幼稚園でと考えている御家庭も確かにおられるなど思いながらも、一方で、保育園においても今後幼児教育が必要であろうし、できる限りすべての子どもたちに同じ質の幼児教育をとってお考えは一致をしているのかなと思います。

そうしますと、現在は機能別選択という、施設ごとに機能が分かれていて、幼稚園、保育園を選択するという形になっている一方で、もう一つの考え方としては、施設内選択だと思うんです。その施設の中で、親が子どもを家庭で育てたいという思いがあったり、そういう環境にあれば、半日で子どもに帰ってもらってということも織りまぜながらの、そういう施設内選択ということについて皆さんがどうお考えになられるかということをお伺いしたいなと思います。

それぞれで結構です。

○岡上会長 私はそれも大事なことだと思います。そして、またそれが認定こども園としての形。先ほど預かり保育と申しましたけれども、同時に幼稚園が認定こども園として幅を広げていくということも大事なことだと思っておりますし、その施設内選択ということも大事なことだと思います。

ただひとつ、施設内選択といったときに、1つの中だけでやるのか、連携型が一番理想を言えばそうなんだけれどもと申し上げた部分はその部分で、できれば子どもに多様な環境を感じ取らせるということと、例えば1つの施設で認定こども園として施設内選択をすると、親の育ちの部分が保障できないんです。例えば幼稚園で短時間の部分で終わる人がいて、本園のことを言いますと、すぐ近くに保育所がありまして、その間に公園があるんです。私の夢は、どちらも人事交流して、一緒に連携施設として、認定こども園としても、一定の間幼稚園で過ごしたとして、そして公園でお母さん方が帰ると同時に保育所に来る。短い時間の保護者は、幼稚園の園庭開放で地域をつくるということが、私はすごく大きな役割のような気がするんです。だから、その部分を考えていただけるとありがたいなと思います。そういう意味で施設内選択があるならば、私はとてもいいことだと思います。

○吉田会長 いろんな選択がその中でできるということは、大事なことだろうと考えます。ただ、その中で例えば6時間でいいですよ、4時間お願いします、コアの部分をお願いしますということがあったときに、同じ時間でも11時過ぎ、12時ぐらいに連れて来て、あと7時までお願いしますとか、これも保育に欠ける時間ですね。そうすると、やはりある程度の、例えば3歳、4歳、5歳とか、2歳もそうかもしれないけれども、そういった年齢だと、コアの部分というのは、やはりともに育ち合うことが必要なのではないかなと思います。そういうものが担保された上での今の考え

方であれば、更にそれに子どもが育つための豊かな、例えば私は太陽と緑と水と大地が必要なんだということをよく言うておりますけれども、そういう豊かな環境があれば、そういったことも乗っていけるのではないかなと思います。

○田中元副会長 施設内という選択になるのかどうかわかりませんが、例えば今回提案されている保育ママのような制度ですね。保護者の中で子育てが終わって、エネルギーが余ってという言い方をすると語弊があるかもしれませんが、自分が持って来られた子育てのノウハウというのをより多くの人に提供していただいて、より家庭的な雰囲気の中でいい環境を提供し得るというものはあり得ると思うんです。

ですから、そういうものをひとつ、幼稚園には幼稚園、また地域でもいいですから、組合せていけるような制度設計がされていければいい。これでなければならぬと言われるとついていけないけれども、Aもありますよ、Bもありますよ、Cもありますよ。そういうのを地域に応じながら、やはり地域の中で子どもが5時までいる、6時までいるという時間をどう工夫するのかと投げかけていただければ、私立はもともと地域のものにしたいわけですから、工夫していくと考えています。

○泉政務官 ありがとうございます。いかがですか。

○高井政務官 政務官の高井です。今日はありがとうございます。

私立幼稚園連合会の資料の3ページの「3 認定こども園への障壁をなくす」とありますけれども、この部分は行政の窓口で受け付けられなかったり、こども基金の適用を受けられないとかいうのは、もう少し具体的に何が障壁になっているか教えていただけませんかでしょうか。

○北條常務理事 これはたくさん例があるんですが、認定こども園には4つの類型がございます。私立幼稚園で認定こども園に進んでいこうとする場合、大多数の方が希望する形は、幼稚園型の認定こども園です。そうしますと、先生方はそんなことがあるのかとお思いかもしれませんが、幼稚園型の認定こども園を地域の行政窓口が認可しないというケースが幾らでもあるのでございます。

では幼保連携型なら認可するのかというと、今度はこれもちょっと語弊があるかもしれませんが、保育所団体からの圧力によって、その認可が受けられないというケースもたくさんあるのでございます。そういうケースを御理解いただければと思います。

○小川政務官 それはどういうことなんですか。この幼保一体化の議論というのは。

○北條常務理事 国の法律上はそういうことが起こらないはずなんです。ところが、地方公共団体の条例によって、それぞれ認可する、しないというのは委ねられておりますから、そこでの裁量にかかってくるわけです。

○小川政務官 行政側が抵抗する理由というのは何ですか。

○北條常務理事 一番よくあるケースは、この地区には待機児童はいないから、これ以上幼保連携型の認定こども園をつくる必要はないという形をとる。

○小川政務官 保育園側が言うんですか。

○北條常務理事 いえ、行政です。

○小川政務官 今、その背景に保育園側の圧力があるとおっしゃったでしょう。

○北條常務理事 推測ですので、取り消させていただきます。

○小川政務官 そこは大事なところなので、この幼保一体化の議論というのは、保育園側に抵抗が強いのか、幼稚園側の抵抗が強いのか。

○北條常務理事 認定こども園については、はっきり言って保育園側に抵抗が強いです。幼稚園側は原則として推進、賛成しているわけです。

○小川政務官 幼稚園側からすると、これは新たな参入なんですね。

○北條常務理事 認定こども園の場合は、どちらが新たな参入ということはないはずですから。

○小川政務官 ちょっと突っ込んだ話をしないと、なぜこれが進まないのか。だれがどういう理由で抵抗しているのか、どういうメリットがあれば、制度変更があれば進むのか。最終的にそれが子どもにとっていいというのはそのとおりなので。

○北條常務理事 簡単なことだと思います。国の法律に定めた基準をそのまま地方自治体が条例化すれば、それでいいんです。

○小川政務官 この資料の3枚目は、まさにすごい表現だなと思ったんですけども、私立幼稚園は待機児童解消のために施設を開放する用意があるという大きな宣言をしておられますね。だから、この問題の構造、本質は、やはり待機児童の解消に恐らく大きな背景があって、それは非常に都市部と地方では大きな格差があって。

○北條常務理事 済みません、先生。認定こども園の仕組みというのは、原理的には待機児童のありなしに関わらないんです。それとは無関係に制度設計がなされるべきだというのが法律の趣旨なんです。

○小川政務官 だけれども、そこを建前で議論していると事は進まないわけで、突っ込んだ構造の理解というか、申し訳ない、私もこれは素人なのであれなんですけど、本音に近いところで話をして、本当にどこが問題なのかという議論をやっていかないと、解決すべき問題は解決しない。

○田中元副会長 どこまでが本質かはわかりませんが、例えば安心こども基金で幼稚園で認定こども園を出した場合に、補助が担保されているのは22年度までなんです。23年度以降は、制度設計はわからないというところに出てきなさいということの方が、非常に無理がありますね。

○小川政務官 その補助の出し手はどこですか。厚労省ですか。文科省ですか。

○田中元副会長 安心基金は厚労省です。

○小川政務官 そこは金がないから22年度までという話ですか。

○高井政務官 そういう設計なのでしょう。

○香取官房審議官 もともと認定こども園に固有の補助というのがないからです。

○小川政務官 例の補正で付いた基金を使っているということなんですか。

○徳久官房審議官 そうです。

○小川政務官 そんな無責任な制度だと、危なっかしくて橋を渡れませんよということですね。

○田中元副会長 そうです。それがきちんと、例えば6時間なら6時間かけているんだという条件の下で補助の枠組みがきちんとしていくのであれば、私立幼稚園はその役割を担いますよということです。

○小川政務官 幼稚園側が参入できますね。打って出ることができる。

○田中元副会長 参入できるというよりか、現実にそのニーズの方を私立幼稚園は預かり保育という形で抱えているわけです。そして、土曜日を開放しているところも、夏休みを開放しているところも結構あるんです。だけれども、補助の枠からは外れているというのが現状なんです。そこを御理解いただきたい。

○小川政務官 そこを何とかしなければいけないですね。

この間感じたんですけれども、どちらかというと、逆に保育園側からは抵抗が強いわけですよ。それをまさに今、口を滑らされたかどうかわかりませんが、ただここは本当に議論しないと大事なところなんです。それでこのニーズで溢れている子どもたち、親御さんはたくさんいるわけですからね。そういうことですか。

○田中元副会長 はい。

○高井政務官 つまり本音で言うと、本当に預かり保育も含め、どんどん拡大したいという方向で考えておられるというのは、時間的に延長も含めてそれでいいですね。

○小川政務官 それは予算と制度が伴えばということですね。

○高井政務官 予算と制度さえ整えば、そうしたいという意向だということを受け止めていいですね。

○田中元副会長 最初に認定こども園が2,000という数字が出ましたね。最初からそれが目標のように言われていますが、最初認定こども園の制度をしたときに、参入しようと思った幼稚園は2,000あるわけです。だけれども、それが動き出すと、これは参入できないねというのが400ぐらいの数字になっているのが実態です。

○高井政務官 認定こども園は、それはそれで置いておいて、今、幼保一体化の議論に向かって進んでいますので、逆に一体化の方向というか、そういう中で、今、おっしゃったような財政的な支援や制度的な支援がきっちり整えば、幼稚園側としても是非それは預かり保育や低年齢児童に向けての対策というか、教育、保育の分野に関わりたいということは、少し時間が長くなったりもしますけれども、明確に意思としてあるということでもいいですね。

この中の5ページには、8時間以上はやはり限度としてほしいということを書かれていますね。だからそれと預かり保育をどんどんやりたいという意味と、どちらが本音なのかということをもう少し知りたいんです。

○吉田会長 預かり保育を長時間やるということでも、先ほど来の議論の中で、子どもの育ちということ考えたときに、8時間はもういっぱいだねというのが私たちの経験から申し上げていることです。無制限に、制度の中にも長時間の預かり保育に対してという補助制度も若干ございますけれども、無制限にそれをやるということが本当に子どもの立場の立って考えたときにいいのかどうかということは思います。

それで先生が、今、私立幼稚園として、どんどん長時間、あるいは保育所型の方へシフトしていくのか、そういう希望があるのかということではないですか。

○高井政務官 現状の中で保育の分野をもっと受け入れたいという意向があるかどうかということをお聞きしたいんです。

○吉田会長 地域の事情によってそういう必要があれば、私たちはやらざるを得ないし、子どもの安心できる場所ということを考えれば、是非やるべきだと思います。時間については、やはりマックスというのはあるだろうと考えます。

○高井政務官 確におっしゃることはわかるんですけども、今、例えば介護の従事者、看護の従事者、サービス産業を結構 24 時間化していて、どうしても私たちの世代で夜どうしても遅くなるときがあったり、私などもだめ親で恥ずかしいんですが、子どもは保育所に行っているんですが、本当に十分に関わられていなくてそうなんです、しかし、勿論 8 時間で、夜勤明けは早く帰れるときもあるでしょうから、多分ずっとそういうふうに預かっているというわけでは、毎日必ず 11 時間というわけではないだろうと思うんです。

だから、そういう弾力的な保護者のニーズに少し耐え得るような保育サービスの充実、保育、教育サービスの充実をということで、こうした議論の中でも、子どもたちのために充実させたいということをおっしゃっているのは、気持ちは全く同じなんです、それに当たってどうしても夜に看護に出なければいけない。子どもがいるのに、一人なり、遠くのおばあちゃんかおじいちゃんのところにお預けなければいけないという保護者が、今、やはり実態的にいるという現状をどう支えていくかということも、ある種大事なのではないかなと思うんですが、どうかなと思います。

○北條常務理事 それは大変大事なことだと思います。

私も幼稚園の園長でございますが、私の長男と長女は保育所のお世話になりましたから、決して保育所の保護者の方がだめだなんてこれっぽっちも思っておりません。その保育所の役割というのは大変尊いものだと思っております。

しかし、今、中ほどで先生がおっしゃった、長時間預からなければいかぬとか、夜間に預からなければいかぬとか、病気のとくに預かってもらわなければいかぬというのは、職種によってはそういうことはあり得るんだと思います。ですから、これは限定的にそういう施設をしっかりと整備するということが、異論はありません。しかし、これをすべての認定こども園、あるいはすべての保育所にそういうことを一律に義務付けるということは、それをやったら子どもは壊れてしまうということをおっしゃることも御理解いただきたいと思っております。

○泉政務官 少し時間の関係もございますので、お二方、手短かに意見お願いできますか。

○池田副会長 今のことに関して、同様な方向の意見なんですけれども、やはり幼稚園には幼稚園の役割、保育所には保育所の役割がある。認定こども園もとても大事だと思うんです。

私どもが出した資料の 2 ページ目の下の方に、子育て家庭は、地域社会づくりに大きな貢献をしているということがございます。やはり幼稚園に通う親子で、幼児期の教育は幼稚園で、また自宅で子育てをと考えている家庭、やはりそういう保護者もとてもいるんです。そういう保護者を大事にしていきたい。だから、同じ施設の中で、短時間で、あるいは長時間でという選択もいいんですけども、安易に、本来ならば家庭で子育てをやってもいいような人まで、長時間の保育の方を望んでいくようになってしまうと、やはり本来、そういう自分で子育てをするということが減っていくかなと思うんです。

こうやって幼稚園に通っている保護者は、幼稚園を終了した後に、小学校に行っても、中学校に

行っても、PTAの活動だとか、地域の人間として、学校教育への貢献が非常に高いんです。やはりそういった幼稚園から就労をしないで子育てをしている大人が地域の中に増えるというのは、やはり地域のコミュニティを非常に豊かにしていくという意味で大事だと思うんです。教育は家庭、地域、それと幼稚園等施設の3者でやっていかなければならないときに、このままの就労だけを優先した子育てに行ってしまうと、何か地域社会が非常に衰退してしまうといった危機感があります。以上です。

○田中元副会長 よろしいでしょうか。最後にこちらから質問というか、僭越ではございますが、民主党のマニフェストの中に子ども手当がありまして、また、このマニフェストの中に子ども・家庭省というのがありますね。その「子ども」という定義は、法律によって使い分けをされるつもりなのか。本来、マニフェストで議論をされたときに、「子ども」という定義、法律を考えられるときは、当然1つの言葉に対しては同一の定義ですね。

○泉政務官 今回の場合はどうか、前から「子ども」というのはいろんな定義がありますね。

○田中元副会長 ということは、その議論ではなしに、統一の定義はなしで、そのときの解釈によって「子ども」というものは考えると思っていいいわけですね。

○泉政務官 我々がというよりは、過去からずっとそういうふうになっています。

○田中元副会長 ということでもいいわけですね。

○小川政務官 その使い分けるケースというのは、何と何を使い分けるということですか。

○田中元副会長 是非同じ形で、例えば0～18歳までが「子ども」だ、または0～15歳までが「子ども」だという定義をする中で、子どもをどうやって見るのかということが子ども・家庭省の第1の定義なんだという形を考えていただきたいと思います。

ある法律はここまででということは、多分論理的には難しいのではないのでしょうかと考えます。

○泉政務官 どうぞ。

○大橋副会長 お時間がないところ、申し訳ありません。

私の幼稚園は預かり保育をしております。入園式は12日からなんです、1日の入園式前から子どもたち来ています。朝7時半～6時半まで預かっております。それで7時半～9時までは、朝の預かり保育という形で、9時～2時でが通常の幼稚園教育ということで、2時～6時半まで預かり保育をしております。

やはり子どもたちの姿を見ていると、まだ入園式をしていなくても、無認可の保育園から、今日から十何人来ている子がおりますし、やはり子どもたちに遊びを見ていると、今、9時～2時までには私たちの職員が、通常の学級担任みたいに保育をして、2時からには指導員の方々が家庭的な雰囲気の中で保育をしているんです。

子どもたちの遊びを見ていると、本当に2時からの遊びはゆったりとして、本当に好きなことをして、泥だんごをつくったり、ままごとをしたり、今まで地域で遊んでいたことを安全な幼稚園の中でやっているということと、あと出産している方たちが、2か月間の一時預かりとかというシステムも持っているんです。やはり地方に帰れないとか、自分の父親、母親が来ない場合に預かり保育を活用して、出産して、一時預かりをするとか、ちょっと病気の母親がいたり、虐待されている

子もいるんです。子ども達の遊びを見たときに、担任がいる、幼稚園教育が終わったら、指導員さんの子育て経験者の中で家庭的な雰囲気ですと遊ぶというところもありますので、それはもう 11 年目に入るんです。前の幼稚園教育要領の弾力化というところからスタートしたので、決して長い時間だからというのではなくて、やはり P T A の在り方も、働いている方もできるようなシステムも考えております。

ですので、やはりいろいろな形で子どもたちを支援していくとか、保護者を支援していくということがとても大事なかなと思います。10 年経っているのです、少しそのことは言えるかなと思うんです。ですから、本当に遅くまで仕事をされている方は、サポーターの方がお迎えに来て、母親が看護師だったら、ちょっとまた預かってとかもあるんですが、いろいろな大人と関わって、豊かな保育というか、支援ということが連携できれば、その時間内でも、働いている時間プラス通勤時間を考えた幼稚園の中でも、子どもたちを受け入れられるかなということと、母親を支援できるかなというのはできます。

○泉政務官 小川さん、どうぞ。

○小川政務官 済みません、本当に 1 つだけ。

先ほどの 3 ページの資料の中で、地域の事情に合わせると。全国一律の制度設計よりもというお話は、まさに保育園の設置基準などもこの間はいろいろ議論になりましたが、こういう幼稚園にしても、保育園にしても、施設の運営方針とか、設置基準とか、いろんな規制とかルールがあると思うんですが、これを思いきって都道府県とか市町村に委ねていくという方向感については、いかがですか。それぞれお願いします。何となく気持ち悪いなと思うか、むしろその方が地域の実情に合うなと思うか。

○田中元副会長 ナショナルミニマムが要ると思うんです。最低限何なのかという議論であって、そこを下回る基準は、地方の裁量の中でできるというものではないと思います。最低限、国で担保しているというのは、これ以上悪くすると、子どもの育ちに障害が出るであろうというところで決めていると認識しています。それ以上悪いところを、子どもを実験台にしてするということではないと思うんです。あくまでもそれは世界水準の中で日本が飛び抜けて面積が高いとかであれば考えていく余地はあるでしょうけれども、日本は世界の水準から考えて、豊かではないんですよ。かなり劣悪な環境の中で今は幼児教育が、従来補助制度の中で強要されているわけですよ。これを地方に委ねるといふ論法の中で、国を下回る基準まで認めるということは、あり得ないと思います。

○泉政務官 大変恐縮なんです、次の方もお待ちになられていますので、申し訳ございません。また改めて、皆さんからも意見をお伺いできるような機会を、正式なヒアリングとはまた別の機会かもしれませんが、意見交換は続けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく御理解のほどお願いいたします。

どうもありがとうございました。

(ヒアリング者入れ替え)

○泉政務官 それでは、後半に入らせていただきます。少し遅くなりまして申し訳ございません。放課後児童クラブ、子育て支援関係団体、民間保育等事業者からのヒアリングということで、ま

ずは全国学童保育連絡協議会の真田事務局次長さん。

子育てひろば全国連絡協議会の奥山理事長さん。

株式会社 J P ホールディングスの山口代表取締役さんにお越しいただきました。ありがとうございます。

先ほどと同じ要領でありますけれども、それぞれ 10 分ずつということで、何とか半過ぎ、6 時 40 分ぐらいには質疑に入れるように、皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、全国学童保育連絡協議会からお願いいたします。

○真田事務局次長 お世話になります。今、紹介がありました全国学童保育連絡協議会の真田とい

今日は貴重な機会を与えていただきまして、ありがとうございます。私どもの団体は、学童保育を利用している保護者と職員、指導員と言いますが、指導員でつくっている団体です。子どもたちのためにどういう学童保育が必要なのかということを保護者と指導員が一緒になって考え、そしてつくってきた団体ということになります。

今日、4月1日は、新1年生が初めて学童保育を利用する日なんです。多分、30万人ぐらいの新1年生は、今日から学童保育に通っているのではないかと思います。大体1年生の全体の3分の1ぐらいが学童保育を今日から利用しているような状況ではないかなと思います。そういう子どもたちが本当に毎日喜んで学童保育に通えるように、どうしたらいいのかということで考えてきております。

この間、学童保育は10年間ぐらいで施設の数も利用する子どもたちも2倍ぐらいに増えております。今日のお手元の資料の11ページには、私どもの団体の詳しい紹介がありますので、後で見ていただきたいと思います。12ページに年表のようなものを書きました。本当にこの10年間で利用児童が2倍ぐらいに増えている。これからはますます共働きが増える、あるいは1人親家庭が増える中で、学童保育の利用者が増えてくるのではないかと考えております。

今日はすべての子どもたちのための制度設計ということがありますので、最初に小学生の子どもたちの学校が終わって、放課後あるいは土曜日や夏休みなど、どういう過ごし方があるのだろうか。その中で学童保育の必要性というものはどういうものなのかということから、少しお話しをしたいと思います。

8ページに「小学生の放課後の過ごし方」ということで、わかりやすく図表のようなものをつくりました。

普通、親が働いていない子どもたちは、平日学校に行って、学校が終わるとそれぞれの家庭に帰る。あるいは最近では、自治体が独自ですべての子どもたちに安全な遊び場所を提供するような事業もありますので、そういったものを利用したり、あと児童館や図書館、お友達の家遊びに行くなど、思い思いの生活をしているかと思えます。基本的には、どういう生活を選んだとしても、やはり安全で豊かに育つような環境を整備していく必要があるのではないかなと私たちは思っています。

一方、親が働いている子どもたちにとっては、家に帰ってもだれもいないという家庭になります

ので、やはりそこには毎日家庭に帰るのと同じように、帰っていくべき場所が必要だと。そこで生活することによって、保護者も安心して働けるという場所が必要だということで、学童保育が生まれてきました。

レジュメの方に戻りますけれども、これから制度設計を考えるときに是非検討していただきたいのは、学童保育のニーズというのはどういう性格のものなのかということだと思います。ここに書きましたのは、基本的に親が働いている子どもたちの生活の場を保障する、言わば保育ニーズだととらえています。子育てと仕事の両立支援、そして子どもの子育て支援ということで、やはり保育園の延長のようなシステムとして整備していく必要があるのではないかなと思っています。

なぜそういうことを言うかといいますと、実は学童保育の歴史を振り返ってみますと、親のニーズと政策側の方針にかなりギャップがあったと私たちは思っています。そのギャップというのは何かといいますと、レジュメの1枚目に書きましたように、実は1991年まで、国には学童保育についての補助金は若干ありましたけれども、本来は、例えば児童館であるとか、学校の校庭開放を使う、つまり安全な遊び場を提供すれば済むことなんだと。学童保育という固有の施設や制度は必要ないという考え方を国は90年まで持っていたわけです。

ところが、やはり親のニーズは、責任を持って毎日子どもたちを保育してもらいたいということで、91年に国も方針を転換し、97年に学童保育の法制化をしたということがありますので、すべての子どもたちに安全な遊び場を提供するというのと、親が働いている子どもたちに安全な生活を保障していくという違いを御理解いただきたいと思います。いずれにしろ、その両方ともきちんと整備していくことが必要だと私たちは思っています。

そういう点で、先ほどこの10年間で2倍に増えてきたと言いましたけれども、やはり働きながら子育てをする親たちにとっては、学童保育は本当に必要な施設だと思っています。

2ページ目です。

整理してみますと、学童保育はどういう施設かということで、4点ほど書いてあります。

基本は、親が働いている小学生の子どもたちに、家庭に代わる毎日の生活の場を保障する施設。この毎日の生活の場というのは、平均年間278日開設していますし、平日は6時半ぐらいまで開いていますし、土曜日や夏休みなどは朝から1日、学童保育を開いていますので、1,600時間を超える時間を子どもたちは学童保育で生活している。

比較として見た場合に、小学校にいる時間が大体1,100時間ぐらいですから、かなり長い時間を子どもたちは学童保育で生活をしているということです。ですから、当然その学童保育が安全で、なおかつ子どもたちが安心感のある生活を築かないと、毎日通えないと思います。そういう点で、指導員と子どもたちの信頼感、あるいは子ども同士の安心できる人間関係を構築するということが学童保育にとっては最大の課題ではないかなと思っています。

そのためには、ここに四角く囲ってありますような3点が必要です。

専用の施設、あるいは専任の指導員さん、そして同じ子どもたちが毎日一緒に生活するという中で、安全・安心な学童保育がつくられてくるのではないかなと思っています。

ここにイラストが書いてありますけれども、子どもたちが学校から学童保育にただいまと帰って

来る。それで、学童保育でおやつを食べたり、宿題をしながら、例えば友達と児童館で遊ぶ約束をしたから遊びに行ってくるよとか、あるいは今だと、学校の余裕教室などを活用した遊び場提供事業がありますので、そこに遊びに行ってくるよとあって、また学童保育に戻ってくる。まさに子どもたちにとっては生活の拠点としての学童保育が必要だと思っています。

3 ページ目です。

そういう学童保育で何が問題になっているかということで、大きく2点あると思っています。

1つ目は、必要としている子どもたちが入れないということです。住んでいる地域に学童保育そのものがない。

資料の12 ページをごらんいただきたいんですけども、先ほど数が増えているというところを言いましたが、一番下のところに、3つのことが書いてあります。

例えば保育園を卒園した子どもの6割しか入れていない。あるいはお母さんが働いている小学校低学年の子どもたちの3分の1しかまだ利用できていないということなんです。

レジュメの方に戻りますが、そもそも住んでいる地域の周りに学童保育がないということで、利用したくても利用できないという状況があります。学童保育は保育園と違って、親が送り迎えをするわけではありません。子どもたちが学校から真っすぐ学童保育に帰ってくるわけですから、同じ生活圏、小学校区の中に学童保育がなければ利用できないということですから、そもそも小学校区に学童保育がないと、利用したくてもできないということがありますし、あっても最近是非常に希望者が多いので、例えば定員がいっぱいのところでは、もう待機児童になってしまうとか、あるいは定員がない学童保育もたくさんありますので、そういったところでは大規模化していくということがあります。

資料の13 ページに、子どもは1つの学童保育の規模は、大体40人程度が望ましいと思っていますし、国も40人程度が望ましいというガイドラインを出していますけれども、実際は70人とか80人、100人を超える学童保育がたくさん存在します。果たしてそこが安全で安心できる生活の場になるんだろうかということで、私たちは1日も早く大規模を解消してもらいたいと思っています。

3つ目は、3年生までしか入れないという学童保育が全国に半数あります。逆に言うと、残りの半数は6年生まで希望すれば入れます。それと障害を持っているお子さんがなかなか入れない。やはり、例えば指導員さんを増やさないと入れないとか、あるいは施設をバリアフリーにしないと利用できないといった条件が必要ですので、そういう条件が整っていないために、本当に必要なのに入れない障害児もたくさんいる。

5番目は、経済的に苦しい家庭が利用できない。これは制度の問題にも関わってくると思うんです。例えば保育所の場合ですと、国の一定の目安として、低所得者には保育料が免除されるというシステムがありますが、学童保育の場合は、国にそういった制度はありません。ですから、本当に必要な例えば1人親家庭。今ですと母子家庭などは、1つの学童保育に2割ないし3割ぐらいは利用しているわけです。保護者自身が運営しているところが3割もありますので、補助金が少ないと、そういう家庭の人たちの減免措置ができないという実態もあります。

保護者自身が運営しなければいけない負担も多いということで、本当だったら、本当にライフラ

インとして切実な1人親家庭が逆に利用できないという問題点も起きています。

4ページ目です。

仮に入れたとしても、安全・安心な生活が保障されないということです。市町村ごとによる格差も大きいと書きましたけれども、15、16ページなどに、いかにその格差が大きいかということ資料として付けております。

指導員さんの働く条件も非常に劣悪だ、生活の場としての施設が大変劣悪だといったようなことで、入れたとしても、子どもたちが大変苦しい生活を送らざるを得ないような状況があるということです。

そういう量的な面、あるいは質的な面での課題をなぜ多く抱えているのかということであると、やはり国の制度がそもそも大変不十分なのではないかと私たちは思っています。

このレジュメの5ページ目ですけれども、児童福祉施設としての位置づけになっていないために、法的な規制が余りない。あるいは市町村の実施責任が非常にあいまいです。最低基準もありません。予算措置として非常に金額が少ないといったようなことがあります。

ですから、解決策としては、今、言った問題点を解決することによって、量的、質的な拡充が図られるのではないかなと思っています。

質的な拡充のところでも6ページになるんですけれども、指導員に関わる課題というのは、やはり一番大きいのではないかなと思います。直接子どもたちに関わる指導員が、例えば劣悪な待遇の中で3年で半数が入れ替わってしまうという状況では、安定的な人間関係は築けないということがありますし、指導員さん自身が誇りを持って働き続けられないといったこともあります。

そういう点で、是非これまで保育所と同じようなニーズを持っていながら、保育所と比べて格段に制度の整理が遅れている学童保育を1日も早く制度の見直しによって、量的、質的な拡充を図っていただきたいなと思っています。

時間ですが、資料などがありますので、後でござんいただければと思います。

○泉政務官 ありがとうございます。

それでは、子育てひろば全国連絡協議会の奥山理事長、よろしく申し上げます。

○奥山理事長 まず、このようなヒアリングの機会にお呼びいただきましてありがとうございます。私自身、今、子どもが小学生、中学生、高校生と1人ずつおります。第一子は幼稚園に、第二子、第三子は保育園に、そして今までも学童保育に子どもたちはお世話になりながら、子育てと地域のNPOとしての活動をしてまいりました。

NPOとしての活動は、今、幼稚園、保育園の問題が非常に議論されているところではありますが、3歳未満児とその家族支援を行っている地域子育て支援拠点事業の実践者たちの中間支援組織の代表でもございます。

私自身は、10年仕事をしてから専業主婦になるという道を選択した人間です。育休も社内で第1号を取得しましたが、継続ができずに、長男が2歳のときに地域で子育てをすることを選択いたしました。

自分の子育てを通じて感じたことは、地域のいろんな子育て支援の情報というのは、自分が努力

しなくては得られないということです。また、親も子どもも仲間がいなければ子育てできないということです。そうでなければ、地域の中で孤立してしまうという現実です。大体母親は、自分が生まれ育ったところで子育てはできません。祖父母の力というのを借りられる方は、非常に限定的になってきているのではないかと感じております。

そんな中で、私たちは自分たちが必要なサービスがないなら、自分たちで立ち上げていこうということで、乳幼児と親たちの居場所「おやこの広場びーのびーの」を自主的に平成12年、2000年に商店街の空き店舗を活用して始めました。その2年後に「つどいの広場事業」という国の事業になり、今は地域子育て支援拠点事業ひろば型として、その仲間が全国に1,500か所に増えてまいりました。

また、幼稚園、保育園が話題になっておりますが、私たちも幼稚園・保育園ガイドというものを2000年につくり始めて毎年発行しております。10年、私たちが住んでいる地域の幼稚園、保育園の変遷というものを見てまいりました。

資料が後ろでわかりにくいのですが、私の資料から真ん中から以降が参考資料になっておりまして、そこに資料1、私どもの区の幼稚園、保育園の変遷があります。

幼稚園はこの10年で2園減りました。ただ、見ていただきたいのは年少のクラスです。年少というのは3歳児クラスですけれども、これがどんどん増えているわけです。親たちは早く集団保育の場に子どもたちを送り出したいという思いがあると思います。

保育園の方は10年間で2倍に増えました。特に私立の認可園は5倍に増えております。これだけつくっても、昨年の待機児童は170人です。32万人の区でございます。横浜市ですので、全国で1番待機児童が多いということではあります。つくってもつくっても足りないという状況があると思います。

また戻りますけれども、私が地域でこの活動をしていて非常に感じるのは、幼稚園、保育園入園前が課題であるということです。3歳未満児は、まだ7割から8割が在宅で子育てされております。そんな中で産前・産後の親へのケア、子どものケア体制が非常に不十分である。

それから、親は地域との関係がとても希薄で孤立しがちである。

情報が取りにくい。

育休を取れた方も、復帰と保育所確保に奔走していて、じっくり子どもと向き合う時間が取れないという課題を感じております。

2ページは、15年の変化です。

15年前は、幼稚園と保育園は全くニーズの違うものという考え方でしたが、今は保育所に入りたくても入れない。また、幼稚園の費用が総体的に高く感じるという事態になっているのではないかと思います。お金がある人は、幼稚園と保育園を両方併用するというリレー保育といったものを使っている方もいらっしゃる。認定こども園が我が区にはありません。

そして、今、預かり保育は全国で9割とおっしゃったデータを御紹介いただいたんですが、長期休みに預かり保育をおこなっている園が私たちの区にはございません。そういう意味で、平日幼稚園があるときの預かり保育実施園は7割ぐらいありますが、長期休みにはなかなか実現できないと

いう現状もあると思います。

そういった中で、子育て世代の経済的な困難、就労支援としての期待、子どもの遊びの環境支援といったことが、幼稚園、保育園を巡っては、いろいろ出てきていると思います。

それと、私どもは乳幼児の子育て支援をしておりますので、今後一番考えていかななくてはならない視点として、3歳未満の子どもたちのサポートについては、親も入れた家庭支援という考え方の下で実施していただきたいと思っております。やはり子どもがまだまだ小さいですから、家庭的な保育環境がとても求められていると思います。「保育に欠ける」ということについては、すべての子育て家庭について検討が必要であると感じます。すでに家族内ケアの限界に来ている家庭も多いのではないかと考えています。

恐縮ですが、添付資料の2、3ページをご覧くださいませでしょうか。

資料2は「多様な子育て支援のニーズに対応したサービス」ということで、こちらの図は行政資料からの抜粋ですが、こちらの左側の方がすべての子育て家庭にということで「地域子育て支援」「多様な保育・預かりサービス」と書いてございます。この辺りが私どもが対象にする部分ですが、全戸訪問は4か月までに1回ですし、養育支援訪問は必要な御家庭に行くだけですし、横浜市は児童館がございません。地域子育て支援拠点事業も、今は中学校区に1つを期待されていますが、まだ0.5か所ということです。一時預かりにつきましても、なかなか広がらないというのが実態です。

資料3を見ていただくとわかるように、こういった中で、まだ0、1、2歳は、保育所に行っている方が8.4%です。この0、1、2歳の部分の在宅の子育て支援というのは、非常に手薄い。身近にない部分です。ここを是非NPOなど、地域市民が担っていければいいのですが、まだまだ基盤が脆弱であると思っております。

時間もそろそろなので、資料の6ページに書かせていただきましたが、提案としましては、3歳未満児と3歳以上の未就学児童は分けて考えてみてはどうかということです。3歳未満児については「地域子育て支援」。これには訪問事業や一時預かり、地域子育て拠点事業などがありますけれども、それに加えて弾力的な保育サービス、小規模な家庭的保育といったものを地域のNPOや市民団体、地域人材で担っていけるような仕組みをつくってほしい。

3歳以上については、幼稚園、保育園を軸に、先ほど来出ております基本8時間保育というものを預かりも含めて何とか実現していただきたいなと思います。

また、私どもはNPOとして活動しておりますので、なぜNPOが地域で活動していくべきなのか？メリットがあるのか？ということですが、これはきめ細やかな地域事情に応じたサービスがつかれるということ。地域に財産として残せるということ。それから、今、やはり新たな公共の担い手という言葉が出ておりますが、自発的な市民活動、地域活動をつくっていかなければ、国のお金だけでやっていけないと思います。そういった公共の担い手として、地域市民をどう巻き込んでいくか。それはやはり私どもNPOが開拓していく部分だろうと思います。

8ページですが、NPOが活動しやすいように課題として幾つか挙がっておりますが、委託事業、補助事業としてなかなか受託できない。先ほど幼稚園の方もおっしゃっていましたが、なかなか行

政側がNPO等への委託というものをを出してくれない部分も感じております。

また、地域人材の研修機会、いろんな助成基金の使い勝手といったところを御検討いただければなど思っております。

そして最後に、参考としてフランスの家族政策の例が出てくるわけですが、私たちがこれに期待しているのは、多様な主体の参画です。やはり国の制度が、国や特定の団体等で決められるのではなくて、例えば全国的な中間支援組織。日本でいえば、保育園の団体も、幼稚園の団体も、学童保育の団体も、子どもNPOの団体も、企業さんも含めてフラットな関係で議論をして、何が今、問題なのかということディスカッションする場が必要だと思っています。やはり自分たちの協会、団体を守ることではなくて、支援対象は子育て家庭なわけですから、この子育て家庭にとって何が重要かということ国民に対して透明性を確保した上で、国民の皆さんと一緒に考えていく。そういった透明性を確保していただきたい。また、フランスモデルに示されているように、労使の拠出金や税金、個人の負担金を含めたお金の集め方と、子育て支援サービスをどうやって配っていくか、サービスの供給体制、また具体的に国と地方の関係というのを抜本的に見直して考えていかないと、もうこの今の子育て環境というのを改善できないぎりぎりのところまで来ていると感じております。

ありがとうございました。

○泉政務官 ありがとうございます。

それでは、JPホールディングスの山口代表取締役さん、よろしくお願いたします。

○山口代表取締役 ありがとうございます。ただいま奥山さんのお話を伺って、感動している最中でございます。

まず、4ページからお開きいただけますでしょうか。

私はJPホールディングスの代表取締役をしております。当社で運営しておりますのは、ここに書いてあるとおりでございます。認可保育園で50か所持っているのは、全国で当社が最高だと思っております。

それから、保育園全体で83か所、学童クラブ、児童館が45か所。

当社で今、保育士を1,600人雇用しております。以前は助成金のない無認可も10か所ほどやっていたんですが、現在はすべて少なくとも助成金をいただいている施設でございます。

そして、本日開園したのが16か所と、相当なスピードで開園をしております。

私がこの保育事業に参入いたしましたのは、今から約11年前ですが、1つ思いがありまして、その当時から、一体この日本の保育というのはだれのためにあるんだろうという思いで参入いたしました。思いというのは、決して子どもや保護者のためにあるのではなくて、そこを運営している人たちのためにあるのではないかという思いを強く持ったために、この事業を真剣にやっという決心いたしました。

その中で、社会福祉法人でも施設を運営しておりまして、西は京都の向日市から、北は仙台市まで、幅広くいろんな地域の保育というものを認識しているつもりでございます。

よって、株式会社という立場で今回はお話をさせていただくのではなくて、真に日本の保育事情

をよくするためにどうしたらいいかということを実際に本音でお話をさせていただきたいと思っております。ただ、時間も余りないので、できるだけ端折ってお話をさせていただきます。

まず、1ページをお開きいただきまして、前段として書いてあるとおりでございます。

この保育ニーズを拡大するために、まず質の確保というのは大前提だと考えております。その点に関しましては、もう既に質に関しましては、今までいろんな団体の方がお話をされていますので、私は基本的にはそのとおりだと考えております。

まず、待機児童を解消するために一番重要なことは、多様な経営主体の参入の促進だと考えております。

①多様なニーズへの対応が可能になるとございますが、待機児童の問題は、顕在的待機児童は2万5,000人程度ですが、潜在的待機児童が80万人以上いると言われております。そのうちの大半、どうしてこういう潜在的な待機児童が生まれているのかというと、1つは、施設が足りないために最初から諦めているという人たちがたくさんいらっしゃいます。

それともう一つは、そもそも認可保育所では、自分たちのニーズに合致したようなサービスを行っていない。そういう時間帯に開園しないために、もう待機すらできない人たちが多分20~30万人はいるのではないかと予想しております。

そういったものを解消するためにも、いろんな経営主体が参入することによって、多様なニーズを満足させることができると思っています。

②量的拡大のために必要なのは、もう既にある大規模な株式会社等が持っているインフラを利用することが早い方法だと思っております。特にここにございますように、大規模な組織であれば、資金であるとか、人材募集能力、研修制度、労務管理能力はもう既にございます。例えば100人程度の保育園をつくろうと思えば、8,000万~1億円ぐらいの資金がかかります。仮に社会福祉法人で4分の3補助をイニシャルでもらったとしても、2,500万から初期の運営費負担も入れますと、3,000~4,000万程度のものでかかります。とても個人が中心の社会福祉法人では、保育園を毎年つくっていくようなことは不可能です。

それから、職員を採用するのも、特にこの都市部では、保育士が足りなくなっております。そういった保育士を採用するのも、やはり大規模な組織があれば、既に採用のノウハウというものがああります。そういった既にあるインフラを使うことが重要だと考えております。

③保育の質の向上が図られるということでございます。

これはどういうことかということ、ここに書いてありますように、大規模な組織であれば、いろんな研修システムを持っております。例えば当社でも年間で200コマ以上の研修制度がございます。特に発達障害であるとか、そういった専門的な知識に対しての専門的なチームを社内で雇用しておりますので、そういったきめ細かな研修をすることもできます。

また、大規模な組織になればなるほど、おわかりのように福利厚生が充実しております。そういったところと、特に保育士さんの問題の中で、小さな組織に行くと、産休とか育休は取れないから、そういったところを辞めて、当社のような大規模なところに来られる保育士さんというのはたくさんいらっしゃるんです。こういった意味でも優秀な人の確保ができます。

それから、これは最後に、社会福祉法人の全部ではないんですが、やはり家族経営が中心になっておりますので、園長さんや主任といった主要な管理職というのは、大体家族の方が占められています。そのために、能力があっても、向上心があっても、そういった職に就けないということで、なかなか向上心を醸成することが難しいのではないかと思います。その点、大規模な組織でたくさん施設があれば、幾らでもチャンスがあるわけですから、そういったところで優秀な職員を育てることができると考えています。

最後に、ここには書いてございませんが、セーフティネットの問題があります。余り論議はされていないんですが、これから小規模なところが競争になったときに、経営が難しくなるということも起こり得ることだと思います。そういったところで、株式会社のような資金と人材を持った組織が救済するといったセーフティネットづくりも重要ではないかと考えております。

2 ページ目をお開きください。

そういった参入するときに何が問題なのかということのお話でございます。

一番の問題は、一番上に書いてある地方自治体の差別的取扱いだと思っております。先ほど幼稚園の方もおっしゃっていましたが、地方では社会福祉法人の団体の人たちが反対をして、株式会社が参入できないようなシステムにしているところがたくさんあります。例えば名古屋市などもそうです。

それから、具体的な名前を言うと差し障りがあるかもしれないんですが、保育園の団体の人たちが、保育園が足りない、保育園をつくらないといけないんだけど、株式会社だけは入れるなどということを知事に陳情される。これは公式的な文書で残っておりますので、それを調べていただいたらわかります。

当社でも、愛知県の瀬戸市というところで認可保育園をやるに当たりまして、その保育園の人たちに随分反対されて、結局1年間認可が延びてしまった。ここに関わってくるのは、すべて地方議員です。地方議員さんの中に保育園経営者というのはたくさん、特に自民党の方の中に多いんです。これは周知の事実ですし、保育園とか幼稚園というのは、議員さんにとっての票田になります。そういった保育園の経営者の意向に反するようなことというのは、議員さんはなかなか言いにくいという問題が一番の問題だと思っております。

ですから、民主党が今、進めていらっしゃる地方分権に関しましても、地方分権することそのものは反対ではありませんが、こういった地方の利権というものを残したまま分権したのでは、絶対によくはなりません。いつまでもそういった利権団体の圧力というのが残ったまま、株式会社も含めて、いろんな事業体を入れることを阻止するといった動きになるしかないと考えております。

あと、下の方は社会福祉法人会計や配当の問題であるとか、運営費の用途制限について、いろいろと書いておりますが、これは読んでいただければわかることでございます。

最後に3 ページをごらんください。

既存の認可外施設の活用による待機児童解消。

待機児童の解消には、これが実は一番即効性があると考えております。どういうことかということ、今、認可外というのは約7,000件あると思います。そのうち助成金を全く受けていないところが多

分 5,000~6,000 件程度あると思います。そういったところに公的費用を入れることによって、もっと言うと、待機児童の定義というのは、単に認可保育所の空きを待っている人の数だけではありません。そこから公費が入った施設で既に預かられている子どもの数は引かれるわけです。つまり、認可外保育施設でも公費さえ入れれば待機児童にカウントされないということになるわけですから、そういった意味でも待機児童の解消には役立ちます。

それから、よく認可外保育所、特にベビーホテルのような無認可というところは質が低いから公費を入れないんだというお話がありますが、これは逆でありまして、公費を入れてクオリティコントロールすることによって質を上げるという発想がどうして生まれないのか、私は不思議でなりません。一旦公費を入れて、それで質が改善されないのであれば、その公費を切ればいいわけです。当然事業者というのは、公費を切られるのは困りますから、できるだけ行政に従おうという行動になるのは間違いないと思っております。

最後になりますが、認可外保育所、先ほどの認定こども園も含めまして、いろんな保育サービスが提供されるようになりますと、ここで今、認可だけにある料金だけの公定価格というのは、果たしてそのまま維持していいものかどうかということは、これから考えなければいけないと思っております。片や認可園で公定価格を維持しながら、違う業態は全部自由というのは、どうも将来的にいびつな状態を生むのではないかと危惧しております。

あと1つだけ。

前々回、そういう質の低いビル型保育を増やしていいのかというお話をされた方がいらっしゃいますが、だれもビルのテナントだけで保育をやりたいなんて思っておりません。特に東京や横浜のように、土地のないところでは、仕方なしにそういったところを使って保育をやっているわけです。だけど、子どもたちは園庭に出ないかということ、毎日のように散歩に連れていってありますし、近くに代用園庭というのがありますし、そういったところで保育をしておりますので、それほど大きな問題があるとは思っておりません。

済みません、長くなりました。以上です。

○泉政務官 ありがとうございます。それでは、意見交換をさせていただきたいと思います。

近藤さん、どうぞ。

○近藤政務官 経済産業政務官の近藤でございます。貴重な御意見をありがとうございました。

まず、事務局の方に1点、前々回に宿題を出した、座長にもお願いしたいんですが、地方単独の補助も含めて、認定保育に係る公的負担の全体像を明らかにしてほしいというお願いをしておりますので、是非それは後ほどでもいいですから、しっかり数字を出していただきたいなということでよろしく願いいたします。単独事業も含めてという全体像で、これは要望です。

それぞれ大変貴重な御意見をありがとうございました。学童については、私も子どもが3人、学童保育でお世話になっておりますので、実態はよくわかっているつもりでございますが、1点、16ページにある5,000円~1万5,000円ぐらいで料金に差があるということですが、実際問題、持続的に経営をしようと思ったら、今の補助金を前提にすると大体どのぐらいのお金が月必要だとなるのか、数字だけもしおわかりになるならば、お教えいただきたいのが1点でございます。

あと、山口社長の方にお伺いしたいのは、先ほどの参入でいろいろ圧力があるという話でございました。既存の保育園というか、社福からということなんですが、幼稚園の方々からそういうことを受けるということもあるんでしょうか。

○山口代表取締役 ありません。

○近藤政務官 それはないということですか。幼稚園側からは、そういうプレッシャーというのはないと。保育園は保育園同士でかかると。社福でかかるとということですね。

○山口代表取締役 そういうことです。

○近藤政務官 わかりました。

先ほどの点をお願いします。

○真田事務局次長 1か所当たりの経費ですけれども、本当にばらばらです。500万円ぐらいから3,000万円ぐらいまで。

何が違ってくるかという、結局は指導員さんの人件費です。地方に行きますと、もう月7～8万円ぐらいの賃金しか出ないようなところもあります。そういったところでは500万あれば十分に運営できると運営する側は思うわけですけれども、7～8万の給料で何ができるかという、結局子どもが来る直前に出勤をして、子どもと一緒に帰っていく。つまり準備をするような時間がほとんどないです。ですから、安く済むけれども、本当に保育内容の質は高められない。ですから、子どもが行きたくないということでやめていくようなことが起きる学童保育もあります。

一方、やはり2,000万、3,000万使っているところは、午前9時半ぐらいから、1日のフルタイム勤務で、当然打ち合わせだとか、あるいはお便りを書くとか、連絡帳を書くとか、さまざまな準備ができますので、より丁寧な仕事ができるといったことで、指導員さんの人件費をどのぐらい確保するかによって、質が全然違ってきます。

○近藤政務官 あと山口先生、もう一点だけ。

幼保一元化についての御所見をお伺いしたいと思っております。

○山口代表取締役 幼保一元化そのものは、私は全く反対ではありません。多様な保育サービスが提供されるのであれば、むしろ私は賛成したいと思っております。

ただ、現在の認定こども園の制度というのは、単に幼稚園の救済制度ではないかと認識しておりますし、それからもう一つ、これは後ろの方に幼稚園の方もいらっしゃるのですが、保育の部分というのは、教育だけではなく、養護の色彩というのが非常に強うございます。そういったところを本当に認識されているのかなど。それを勉強された上で参入していただくのであれば、幾らでもされたらいいのではないかと思います。

例えばよく給食室のお話があります。こういった参入規制を撤廃したら参入しやすくなるんだという話がありますが、本当に子どもの育ちのことを考えるのであれば、これを撤廃するなどというのは、とんでもないことだと思っております。

○近藤政務官 ありがとうございます。

○小川政務官 山口さんには、株式会社で経営されて採算がどういうふうになり立っているのかと、その場合の保護者の負担水準がどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

関連して、奥山さんには、この預かり保育が8時間で2,400円だとかありますね。この辺も採算的にどうなっているのか、お願いします。

○山口代表取締役 では、私の方から。

保護者の負担に関しましては、当社はほとんどが認可ですので、この場合は公立も社福も一緒です。保護者の負担は全く変わりません。

採算ですが、これは社会福祉法人の方がしっかり採算に乗せて余剰金を出していらっしゃるぐらいですので、我々の場合は利益と言いますが、利益を出せる水準にはあります。

○小川政務官 公費で4分の3ですか。4分の1ですか。施設の整備とか、人件費とか。

○山口代表取締役 これは公費負担はありません。

○小川政務官 全部自前でですか。

○山口代表取締役 そうなります。

○小川政務官 それで利益を確保しているんですか。

○山口代表取締役 自治体によっては、特に東京や横浜はイニシャルでかなり出していただけますので、そういったところだと採算はとりやすいです。

それ以外のところは、減損会計を幾つかやっただぐらい大変なところもあります。

○小川政務官 グループ全体で利益を確保しているという感じですか。

○山口代表取締役 そうです。

○小川政務官 赤字の園もあれば、そうではないところもある。

○山口代表取締役 はい。

○小川政務官 だけど、公費はほとんど入っていないわけですね。

○山口代表取締役 全く入らないところは入らないです。

○平嶋官房審議官 認可保育所は全部基本的には公費ですね。

○泉政務官 認可保育所は当然公費です。

○山口代表取締役 施設整備費は入らないです。

○小川政務官 運営費の方は公費ですよ。それはどのぐらいですか。半分以上ですか。

○平嶋官房審議官 保護者負担も入れれば全額ですね。それも保護者の所得に応じて違うということですか。

○小川政務官 だから、総体で。

○山口代表取締役 例えばゼロ歳児で東京都ですと、1か月で20万円ぐらいいただいています。

○小川政務官 その運営はどのぐらいの割合で親御さんの負担と公費とで回っているんですかということですか。

○山口代表取締役 親御さんからは直接いただきません。親御さんは市に払いますから、幾ら払っていらっしゃるかというのは、我々にはわかりません。

○小川政務官 そこはどうなんですか。

○香取官房審議官 ルール上は、保育の費用は半額が公費で半額が利用者負担。その半額の利用者負担を所得に応じて取っているのですが、実際は制度上の公費で6割ぐらいを見ていて、地方単独

で埋めている部分が、埋めているところと埋めていないところがありますが、全国並べてやると1割弱ぐらいになるので、ざっくり仕上がりを見ると、7割ぐらいが公費で賄われていて、3割ぐらいが利用者負担で、それをゼロから全額まで所得に応じて取るという感じになります。

○小川政務官 ありがとうございます。

奥山さん、お願いします。

○奥山理事長 一時預かり保育ですけれども、認可保育所の方は多分補助が入っていると思うのですが、市でいえば利用料は8時間 2,400円、1時間 300円という金額ですが、やはり枠が狭いので、なかなか予約枠に入れないとか、当日言ってもなかなか預けられないということがあると思います。

地域子育て支援の方の一時預かりは幾つかありますけれども、例えばファミリーサポートセンター事業という預かり手と預けたい人たちが登録をして使えるものなどは、基本1時間 800円です。それは有資格者ではない人が多いわけですが、ここは自治体によって補てんをしているところとしていないところがあって、多分していないところの方がかなり多いのではないかと思います。例えば福井などは、県がかなり補助して、1時間 350円ぐらいになっているということです。

そうしますと、やはり親としては、保育資格があって安いところをお願いしたいと思えます。しかし、地域子育て支援型の方の金額というのは、それよりも高いという設定になっていて、もう少しこういったところを拡充したいのであれば、少し公費を見ていただく部分がないと使いにくいのではないかと思います。

○小川政務官 この利用料で採算はとれているわけですか。

○奥山理事長 この1時間 800円というのは、基本的には預かる人と預ける人との間でのやりとりです。コーディネートは行われますが、基本2者契約となります。

○小川政務官 それは御家庭でですか。

○奥山理事長 そうです。預かり手の御家庭で預かる。例えば保育園のお迎えに行き、自分の自宅にお連れして、お母さんが帰ってくるまで預かっているというものです。

○小川政務官 わざわざ施設を整備して、人を雇ってということではないんですね。

○奥山理事長 そうではないです。自宅を活用したものです。

リフレッシュ一時預かりなどの預かりも今、増えてきていますが、これは場所を確保して、NP O型であれば、保育士1名に有資格者ではない者を何人か配置してやります。横浜でいえば、大体年間500万の予算がついて、あとは利用料が大体1時間500円以内ぐらいでいただいて回しなさいということですが、なかなか運営的には、そんなに恵まれているものではないかなと思います。

○小川政務官 ありがとうございます。

○泉政務官 ほかにございますか。

○近藤政務官 済みません、素人質問ですが、配当というのは今、禁止されているんですか。配当はできないんですか。

○山口代表取締役 制度的には、できないわけではありません。ただ、配当した場合に民改費という上乗せしてもらえる補助金がもらえなくなってしまいます。

ただ、もっと言うと、やはり自治体レベルでは、配当はさせないです。

○近藤政務官 社会福祉法人は銀行から借金することができますね。当然ですね。金利を払いますね。社福が金利を払ったならば、それもだめなんですか。そういうわけではないですね。

○山口代表取締役 それは大丈夫です。

○近藤政務官 でも、配当はだめ。

○山口代表取締役 配当はだめです。基本的に認めていないです。

○近藤政務官 それは何割の配当と上限があるわけでもなく、並べてだめということですか。

○山口代表取締役 そうです。

○近藤政務官 何でなんですか。

○山口代表取締役 よく言いますと、福祉のお金だからという。非常に情緒的な論議になっていますね。

○近藤政務官 これはだって、出資に対する配当だから、銀行借入に金利を払うのと同じ理屈ですよ。

○山口代表取締役 そうです。

○近藤政務官 だから、めちゃくちゃな配当をすれば問題かもしれないけれども、ある意味例えば制限をつけてもいいから配当したっていいのではないですかという気はするんですが、何でだめなんですか。

○香取官房審議官 これは山口さんに出ている厚生労働省の審議会でも議論になったところですが、私どもは配当を禁止しておりません。社会福祉法人以外に株式会社の参入を認めたわけですから、配当も含めてそれは株式会社ルールであるということを我々は別に認めていないわけではありません。ありませんが、今ちょっとお話がありましたように、現場の自治体レベルでは、やはり公費で賄われたお金の中から利益として配当するということに対する抵抗感はかなり強く、現場の自治体レベルでは、実際の運用上、そういうことをすると地方単独でつけている補助金はつけませんとかいうことは、どうしても行われています。

保育団体は当然ながら、株式会社の参入は最終的にやったので仕方がないという判断ですが、やはり配当することについては非常に強い抵抗感があって、強い批判をします。配当ができる株式会社を入れたことについても、今でも我々はなぜ認めたということを言われます。

○近藤政務官 そうなんですか。

○泉政務官 どうぞ。

○津村政務官 済みません、遅れてきて空気が読めていないんですけども、半分ぐらい違う切り口なんですけど、経営の在り方みたいなことも大分議論になっているようなんですが、都会と地方では随分待機児童の在り方も違えば、経営の状況も違うと思うんです。

もうこんな時間なので短くて結構なんですけれども、多分都会の方が議論がちょっと多かったのかなと思うんですが、地域における幼保一体化を考えるとときにテークノートしておくべき視点があれば教えてください。

○山口代表取締役 私ですか。

○津村政務官 皆さんそれぞれもし何かあればお願いします。

○山口代表取締役 都会と地方の問題の一番大きな問題は、財政的な基盤の違いがやはりあると思います。この保育も国が決めた運営単価だけでは、都会では多分難しいです。そのために、東京都であるとか、比較的財政能力のあるところは、独自の加算というのをつけてくれていますが、そういった力のない自治体では、全くそういったものはありません。そうすると、幼保一元でも同じで、やはり経営という面で見れば、地方に行けば行くほど厳しくなると思います。

○奥山理事長 今、幼稚園と保育園と地域子育て支援の在り方を見たときに、もしかしたら地方であれば、コンパクトに幼稚園も保育園も子育て支援も1つの場所で、今、子どもたちが地域の中で見られない、少子化ということがとても大きな問題だと思しますので、集団保育を経験させるという意味でも、1か所で総合的にやるというやり方がなじむ場合もあると思います。

一方で都会では、先ほどもいろいろ議論がありましたが、年少さんの3歳児で幼稚園に入れないという地域もあるわけです。勿論保育園も入れない。8割が在宅で0、1、2歳は家にいるという都会では、やはりそれぞれの機能について、それぞれの地域子育て支援、幼稚園、保育園の機能というのをそれぞれもうちょっと強化して、それから連携していくというのが必要な部分もあると思います。

そういった意味で、やはり地域ごとに考えなくてはいけないという部分もあるのではないかなと思います。

○真田事務局次長 学童保育については、都会と地方で大きな違いは余りないのではないかなと思います。むしろ例えば地方ですと、放課後の子どもの安全の問題で、例えば家から学校までの距離が遠い。その時間がすごく心配だということになります。あるいはすぐ近所に遊べる友達がいないので、親が働いている子どもはみんな学童保育に行って帰るみたいなことがあって、都市部だから需要が高くて、地方はないということは全然ないし、親のニーズもそんなに違わないと思います。

ただ、例えば保育料を幾ら出すのかとか、あるいは指導員さんの賃金水準を確保するのかといった点では、地方は相当低いレベルになっているという実態はあると思います。

○泉政務官 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、皆さんありがとうございました。

次回は4月7日です。どうぞよろしくお願いします。